

# 育休中の給料・ボーナス 要点簡単まとめ

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

# 育休中の給与とボーナスの取り扱い

# 育休中の給与とボーナスの取り扱い

---

## 育休中の給与

労働者が労働していない場合、企業はその部分の賃金を支払う義務はないという「**ノーワークノーペイの原則**」に則り、**多くの企業は育休・産休中の給与を支給していません。**

## 育休中のボーナス

育休中のボーナスは、場合によって取扱いが異なります。

- **支給される場合**：就業規則にボーナスの記載があり、査定期間中に勤務していたなどの条件を満たす場合。
- **支給されない or 減額される場合**：査定期間中に育休を取得していた場合。勤務実績に応じてボーナスが減額されることがある。

ただし、育休取得を理由とした一律の不支給・減額は違法となる可能性があるため注意が必要です。

# 育児休業給付金とは

# 育児休業給付金とは

---

育休中は給与が支給されない代わりに、雇用保険の被保険者には「育児休業給付金」が支給されます。

## 対象者

育児休業給付金は、**1歳未満の子どもを育てるために育休を取得する雇用保険の被保険者が対象**です。以下のすべての条件を満たす場合に、母親・父親問わず支給されます。

- 育休開始前の2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上あること
- 育休中に支払われる賃金が、休業前の賃金の80%未満であること
- 育休中の就業が、1ヶ月あたり10日以下、または80時間以下であること

## 支給期間

- 原則として子どもが**1歳になる日の前日まで**
- 条件によって最大2歳まで延長可、パパ・ママ育休プラスの利用時は1歳2ヶ月まで延長可

# 育児休業給付金とは

## 支給額の計算方法

期間	支給率
育休開始後 180日目まで	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%
育休開始後 181日目以降	休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50%

※育休前6ヶ月の給与を基準とし、支給額には上限あります（2024年度：最大315,369円/月）。

# 育児休業給付金の申請手続き

# 育児休業給付金の申請手続き

---

はじめて育児休業給付金の支給を受けるには、事業所を管轄するハローワークに届け出る必要があります。

## 申請期限

- **受給資格確認のみの場合**：初回の支給申請日まで
- **初回の支給申請を同時に行う場合**：育休開始日から4ヶ月を経過する月の末日まで

## 提出書類

- 雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書
- 育児休業給付受給資格確認票・支給申請書
- 賃金台帳、タイムカードなど
- 母子手帳の写しなど

2025年4月から  
「出生後休業支援給付」が開始

# 2025年4月から「出生後休業支援給付」が開始

2025年4月から「出生後休業支援給付」がスタートし、**通常の育児休業給付金の支給率67%に13%がプラス**されます。さらに社会保険料の免除や育児休業給付金が非課税となることにより、実質的に10割受け取れる仕組みです。

## 支給要件

- 夫婦ともに14日以上の子育て休業を取得すること

## 対象期間

- **父親**：産後パパ育休の期間内
- **母親**：産後休業後8週間以内（育休開始後8週間以内）

なお、配偶者が自営業者や専業主婦（夫）、またはひとり親家庭の場合は、配偶者が育児休業を取得していなくても出生後休業支援給付金が支給されます。これにより、多くの家庭が経済的な負担を軽減しながら、育児休業を取得できるようになるでしょう。

# その他の手当・給付制度

## その他の手当・給付制度

産休・育休中は、育児休業給付金以外にも受けられる一時金や交付金があります。

制度名	支給条件	支給内容
出産育児一時金	妊娠4ヶ月以上の出産	50万円 (一部条件で48.8万円)
出産手当金	出産のための休職中に 給与の支給がない場合	日額：平均報酬月額÷30×2/3
傷病手当金	つわり等で休職中に 給与の支給がない場合	日額：平均報酬月額÷30×2/3
出産・子育て応援交付金	妊娠・出産届出時に面談を実施	それぞれ5万円相当

# 企業が活用できる助成金制度

## 企業が活用できる助成金制度

企業向けの助成金制度は、従業員の育休取得を促進し、働きやすい職場環境の整備を支援するのが目的です。ここでは、主な助成金と申請方法を紹介します。

制度名	支給金額
両立支援等助成金 (出生時両立支援コース・第1種)	1人目：20万円（条件によって最大30万円） 2人目・3人目：10万円 育児休業等に関する情報公表加算：2万円
両立支援等助成金 (出生時両立支援コース・第2種)	取得率の向上に応じて20～60万円 プラチナくるみん加算：15万円
両立支援等助成金 (育児休業等支援コース・取得時)	30万円
自治体の助成金	働くパパコースNEXT：最大410万円 働くママコースNEXT：最大165万円

## 【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。